

介護報酬（訪問介護）の引き上げもしくは補助金等について

下市町における取組

【担当省庁 厚生労働省】

（現状・課題）

令和6年度介護報酬訪問介護がまさかの引き下げとなる。  
令和6年4月1日施行 国の第9期介護保険事業計画において、介護報酬改定の中で訪問介護の報酬が引き下げられたところでもあります。

今回の改定では、介護報酬の引き上げが叫ばれている中での訪問介護に限って引き下げとなったことから、町内の事業所からは驚いた、あり得ない、国は事業者を潰すつもりかななどの意見が数多く寄せられているところでもあります。

具体的な一例では、

	5年度末まで	今回の改定では	引下率
身体介護（20分未満）	167単位	→ 163単位	▲2.40%
生活援助（20分以上 45分未満）	183単位	→ 179単位	▲2.19%
身体介護に続き生活 援助を行う場合	67単位	→ 65単位	▲2.99%
通院等乗降介助	99単位	→ 97単位	▲2.02%

上記からも、新報酬は2%強の引き下げとなっています。今回の報酬改定で、基本報酬が引下げになったのは定期巡回臨時対応型訪問看護（約4.5%引下げ）、夜間対応型訪問看護（約3.5%引下げ）があります。

訪問介護は、それらに比べて引下げ率自体は低いですが事業所数やそこで働く従業員数は圧倒的に多く、介護業界全体に与える影響は計り知れないものがあると思われます。

このような背景のもと、訪問介護事業所の多くは中小・零細企業であり賃金体系等の整備が十分でないことや人材不足の介護保険業界の中でも訪問ヘルパーは、特に深刻で有効求人倍率も1.5倍とも言われており、経験技能のある職員等の配置が満足に行える事業所は一握りとも言われています。言うまでもなく報酬が下がり事業所の収入が減少すると経営に大きな影響を及ぼし利益率が低下すると、事業の持続可能性にも大きな影響を及ぼすこととなり、近年訪問介護事業所は倒産の危機に陥っているとも言われています。

特に、新型コロナウイルス感染症が5類となったことなども大きく影響し、外食サービス業などの業種が人材募集を強化したことや賃金体系の格差などから、ヘルパー不足からの倒産が増えたとも報道されています。加えて、ガソリンや介護用品の価格上昇をはじめ光熱水費などの高騰により、特に中小・零細企業者の経営環境の悪化は拭えないところでもあります。

このように、介護事業者の中でも訪問介護事業者の経営状況は非常に深刻で、今回の報酬の引き下げはさらなる倒産に追い打ちをかけるものでもあります。

一方、厚生労働省は今回の引下げについて、介護事業経営実態調査で比較的高い収支差率だったことを理由に掲げ、加えて一本化される介護職員等処遇改善加算を高い加算率に設定していることを強調し、全体でプラスになるように経営努力を求めています。

このように、厚生労働省は掲げておりますが、当町のように2人に1人は65歳以上の高齢者である過疎化した高齢化率50%を超える町においては、介護を必要とする高齢者の著しい増加、介護職員の人手不足や待遇改善、施設不足による介護難民の発生など多くの喫緊の課題を抱えており、今回の報酬の引下げが今一番大切な訪問介護事業者の持続可能な取り組みに大きな影響を及ぼすものと懸念しているところでもあります。

国にお願いすること

今後ますます過疎化が進み、高齢者が増えつつあり、かつ、事業所数の極めて少ない当町のような町にとりましては、今回の引下げが要因となって事業所閉鎖、倒産等に陥った場合は、利用者である町民に直接影響がきたすこととなり、今回の要望は、事業者の代弁として介護報酬（訪問介護）の引き上げもしくは補助金等を要望するものであります。

【担当部署】 下市町 健康福祉課